

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんのままで  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## ストップ！ クレジットカード現金化

「クレジットカードの現金化」とは何でしょうか。これには2つの方法があります。

### 買取型

転売しやすい人気家電品やチケットなどをクレジットカードで購入させ、業者は手数料を差し引いた金額で買い取る。

### キャッシュバック型

無価値なビー玉のような物を数十万円で購入したように偽装しこの代金をクレジットカードで支払わせる。業者は利用者に対し偽装した代金から手数料を差し引いて交付する。

どちらの型も、利用者にとって現金が入りますが、その後、クレジット会社に対しては偽装した売買代金相当額を支払わなければなりません。しかし、交付された現金を元本とし、差し引かれた手数料を利息に換算すると、年数百%という暴利となります。このように利用者にとって決して利益のあるものでないばかりか、クレジット会社との利用約款に反することにもなりかねません。

また、クレジットカード現金化は、実体のない老人ホム利用権や未公

開株を購入させる詐欺的な劇場型商法と組み合わせ悪用されることもあります。

こうした事態に対し消費者庁は昨年11月から「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーンを実施しています。

また、実態は貸金であるとして、警視庁生活経済課は本年8月、出資法違反の疑いでクレジットカード現金化業者を逮捕し、その後業者は起訴されました。こうした被害は民事・刑事の両面から隙なく対応する必要があります。

## 気になる債務整理のお値段

**債務整理**とは、多額の借金を抱え返済に苦しんでいる場合に、法的整理や任意整理（話し合い）により解決を図ることを言います。法的整理には、自己破産や個人再生等があります。

**自己破産**とは、債務者が返済不能の場合に裁判所の手続きにおいて借金の免責を受けるものです。不動産や高価な物品は手放さなければなりません。日用品などは手放す必要はありません。

**個人再生**とは、債務者が返済困難の場合に裁判所の手続きにおいて借金を相当程度に減額するものです。住宅ローンの特

則を使えば住宅を手放す必要はありません。

**任意整理**とは、債権者との話し合いによって、借金や利息の減免除を受けることで完済の道筋をつけるものです。

なお、債務整理の手続きの中で利息を払いすぎたために過払金が発生していることがわかる場合があります。この場合、交渉又は裁判により**過払金返還請求**を行います。

では、これらの手続きを司法書士に依頼した場合の報酬については、概ね右の表のとおりです。

また、費用の分割払いについてもお気軽にお尋ねください。

### 個人の自己破産(同時廃止)

報酬	15～25万円
実費	2～3万円

### 個人再生

報酬	20～30万円
実費	18～20万円

### 任意整理

報酬	2～5万円
実費	数千円

### 過払金返還請求

報酬	回収額の1～2割
実費	1～3万円

報酬や実費の工面ができない場合には、一定の要件の下に法テラスの法律扶助を利用することもできます。法テラスが立て替えた費用は、生活保護受給者を除き分割して支払うこととなります。

# 相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成23年10月分

## 成年後見人の役割とは？

相談内容(複数回答あり)	件数
<b>一般民事</b>	
貸金	14
売買代金	3
請負代金	4
売掛金	1
不動産明渡	5
登記請求	0
敷金	3
賃料	11
労働紛争	4
交通事故	4
その他損害賠償	23
相隣関係	6
境界	1
執行手続	2
その他	34
<b>一般民事計</b>	<b>115</b>
<b>成年後見・家事事件</b>	
法定後見	20
任意後見	3
未成年後見	0
相続紛争	17
離婚	5
養育費請求	0
親子関係	0
その他	8
<b>成年後見・家事事件計</b>	<b>53</b>
<b>登記・供託</b>	
相続	63
贈与	19
売買	7
担保権	4
商業法人全般	2
供託	0
その他	10
<b>登記・供託計</b>	<b>105</b>
<b>契約トラブル</b>	9
<b>契約トラブル計</b>	<b>9</b>
<b>クレサラ</b>	
返済が苦しい	7
自己破産	0
返済条件を緩和	0
取立が厳しい	0
訴訟を起こされている	0
給料等の差押を受けている	0
親族の借金	3
保証債務の履行	0
ヤミ金融	1
おまとめローンで借金を一本化	0
その他	16
<b>クレサラ計</b>	<b>27</b>
<b>その他</b>	4
<b>その他計</b>	<b>4</b>
<b>合計</b>	<b>313</b>

最近、成年後見制度に関するご相談が増加しています。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、それらの方を法的に支援する制度です。

そこで、成年後見人の役割をもう少し詳しく見てみましょう。

成年後見人の役割は、本人(被後見人)の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理し

たり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。

法的な行為でもできないことがあります。例えば、遺言等の一身専属的なこと、婚姻・養子縁組等の身分行為、手術等の医療行為の同意、本人と利益が相反する行為、身元保証人となること等がそれにあたります。

成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。問題がある場合には、家庭裁判所の判断により解任されることもあります。

昨今、問題となっているのが、成年後見人による本人の財産の流用です。本人に成り代わって財産を管理する以上、成年後見人自身の財産とはしっかりと分け、本人のためのみにその財産を管理する必要があります。成年後見人には、高い倫理感が求められるのです。

## 時のことば

自宅にいきなり訪問してきた、商品を売りつける押し売りは、特定商取引法という法律に「訪問販売」として、規制がかけられています。その内容は、勧誘を断られたら再度の勧誘はしてはならない、契約したら所定の契約書を交付する、商品について嘘を言ったりはいけないなどの行為に関する規制と、無条件でのクーリング・オフや、不実告知による取消、過量販売による契約解除などの契約からの解放のルールに大きく分けられます。これらの規制によっ

## ～押し売りならぬ押し買い～

て、消費者保護が図られているのです。

ところが、最近問題となっている「押し買い」は、販売を規制する特定商取引法の規制がありません。「押し買い」とは、いきなり自宅に押し掛けて、例えば「大震災によって、医療機器が不足している。医療機器の製造に必要なので、貴金属を売って欲しい」などと貴金属等を廉価で買い取っていくものです。最近の金の価格の高騰によって、被害事例が増加しています。

しつこい勧誘に負けて、契約したが冷静になって考えてみると、あまりに安いので解約を申し出てもらえない、契約書もないので連絡先がわからないなど、いったん貴金属を渡してしまうと、解約することが非常に困難です。

消費者庁では、押し買いに対しても、特定商取引法の規制をかけ、クーリング・オフ等による消費者の保護を図る方針ですが、現段階では、業者を相手にせず、接触しないことが一番の対策です。

## 12月はここに注目！ “多重債務”

平成18年の貸金業法改正を契機に、政府は国を挙げた多重債務相談の強化に力を入れています。本年も内閣府は、9月1日から12月31日を「多重債務相談強化キャンペーン2011」と定め、全国の自治体や弁護士会、司法書士会に集中的な多重債務相談の実施を要請しています。

そこで、12月の司法書士総合相談センターしずおかは“多重債務相談”をテーマに掲げました。

また、12月は相談時間を 平日14時から20時まで(通常17時まで)と延長し、夜間の電話相談にも対応します！！

毎年12月は、多重債務相談の件数が増加傾向にありますので、マスコミ各社・関係機関各位におかれましても、市民の皆様にも本号のご案内と相談センターの告知をお願いいたします。

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704 **ご相談は無料です！！**